1

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

第5181号

 告示
 今

 ○急傾斜地崩壊危険区域の指定
 1

 ○指定障害児通所支援事業者の指定
 2

 ○指定障害福祉サービス事業者の指定
 2

 公告
 3

富山県告示第9号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年1月15日

富山県知事 新 田 八 朗

山本地区急傾斜地崩壊危険区域

令和2年富山県告示第 102号で指定した標柱11号から標柱14号を順次結んだ線、標柱11号と次に掲げる土地に存する標柱16号から標柱19号までを順次結んだ線及 び標柱19号と同告示の標柱14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
富山市		山本	丸 山	2005番 7	標柱16号
		"	"	2030番	標柱17号
		"	"	1867番1	標柱18号
		IJ	IJ	1906番	標柱19号

(砂 防 課)

富山県告示第10号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年1月15日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害児 通所支援の 指定年月 種類	北 宁年 日 口	日 事業所番号		青者	事業所	
	1日尼千万口		夕纸	主たる事務 所の所在地		所在地
放課後等デ	令和6年1	1650200361	社会福祉法	高岡市佐野	りすの森	高岡市上黒
イサービス	月1日		人くるみ	548番地 2	malu	田 269番地
						101

富山県告示第11号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年1月15日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福 祉サービス 指 の種類	地学年日日	事業所番号	申請者		事業所	
	1日足十万口		夕纸	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
共同生活援	令和6年1	1620200129	社会福祉法	高岡市佐野	りすの森ラ	高岡市上黒
助	月1日		人くるみ	548番地 2	イフ	田 269番地
						102

3

富山県告示第12号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年1月15日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービス	指定年月日	事業所番号	申記	青者	事業所	
の種類		ず未 川笛 ケ	名称	主たる事務 所の所在地		所在地
居宅介護、 重度訪問介 護、同行援 護	令和6年1 月1日		団恵仁会	中新川郡立 山町大石原 225	テーション	中新川郡立山町大石原226

公 告

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市 計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和6年1月15日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 黒部都市計画道路

(名称) 3・4・4号 国道8号線

- 2 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間

令和6年1月15日から令和6年1月29日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

黒部市都市創造部街路公園課

令和6年1月15日印刷発行

発 行 富

Щ

県